

移動通信システム委員会

920MHz帯電子タグシステム等検討作業班運営方針（案）

情報通信審議会 諮問第2009号「小電力の無線システムの高度化に必要な技術的条件」のうち「920MHz帯電子タグシステム等の技術的条件」に関する調査について、委員会が調査のために必要とする情報を収集し、技術的条件についての調査を促進させるために「920MHz帯電子タグシステム等検討作業班」を設置することとする。

1 作業班における調査事項

920MHz帯電子タグシステム等検討作業班（以下「作業班」という。）は、「920MHz帯電子タグシステム等の技術的条件」について、調査を行う。

2 作業班の運営

- (1) 主任は、作業班の調査及び議事を掌握する。
- (2) 作業班に主任代理を置くことができ、主任が指名する構成員が、これに当たる。
- (3) 主任代理は、主任不在の時、その職務を代行する。
- (4) 作業班の会議は、主任が招集する。
- (5) 主任は、作業班の会議を招集する時は、構成員にあらかじめ日時、場所及び議題を通知する。
- (6) 主任は、構成員に調査研究の協力を求めることができる。
- (7) 主任は、必要があると認める時は、作業班に、必要と認める者の出席を求め、意見を述べさせ又は説明させることができる。
- (8) 作業班において調査された事項については、主任が取りまとめ、これを委員会に報告する。
- (9) その他、作業班の運営については、主任が定めるところによる。

3 会議の公開

会議は、次の場合を除き、公開する。

- (1) 会議を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合
- (2) その他、主任が非公開とすることを必要と認めた場合

4 事務局

作業班の事務局は、総合通信基盤局電波部移動通信課がこれに当たる。